

## 非訟事件手続に関する要綱案（案）の補足説明

### 第1 総則

#### 1 通則

##### (1) 総則

ア 裁判所及び当事者の責務  
中間試案第1の1と同じ。

イ 最高裁判所規則  
中間試案第1の2と同じ。

##### (2) 管轄

ア 管轄が住所地により定まる場合の管轄裁判所  
中間試案第1の3(1)アと同じ。

##### イ 優先管轄

① 前半部分  
中間試案第1の3(2)と同じ。

##### ② 裁量移送

中間試案第1の3(5)イの「手続の著しい遅滞を避けるため必要があるときその他相当と認めるとき」から、「審理及び裁判の遅滞を避けるため必要があると認めるときその他相当と認めるとき」に変更した。中間試案では、非訟事件の手続における裁量移送は、民事訴訟における裁量移送よりも広い裁量が認められるべきであるとの観点から、要件として「その他相当と認めるとき」を加えていたが、同様の観点から、その例示についても民事訴訟法第17条よりも緩やかな、「審理及び裁判の遅滞を避けるため必要があると認めるときその他相当と認めるとき」とした。

##### ウ 管轄裁判所の指定

中間試案第1の3(3)と同じ。

##### エ 管轄裁判所の特例

表現は、中間試案第1の3(1)イと同じであるが、アからウまでの特例として位置づけた。

- オ 管轄の標準時  
中間試案第1の3(4)と同じ。
  - カ 移送  
中間試案第1の3(5)(イを除く。この部分は上記イ②に記載)と同じ。なお、移送の裁判に対する即時抗告に執行停止効があることを明示している。
- (3) 裁判所職員の除斥及び忌避
- ア 裁判官の除斥  
中間試案第1の4(1)と同じ。
  - イ 裁判官の忌避  
中間試案第1の4(2)と同じ。
  - ウ 除斥又は忌避の裁判及び手続の停止  
中間試案第1の4(3)から(6)までと次を除き同じ。  
⑤について、簡易却下事由がある場合には、これまで「却下しなければならない」としていたのを、「却下する場合には、」として、必ず簡易却下しなければならないものではなく、合議体で判断する余地を認める表現に変更した。そのほか、簡易却下の主体（中間試案第1の4(4)(注1))については、⑤及び⑥で表現。
  - エ 裁判所書記官への準用  
中間試案第1の4(7)と同じ。簡易却下の主体（中間試案第1の4(7)(注))については、③で表現。
- (4) 当事者能力及び手続行為能力
- ア 当事者能力及び手続行為能力  
中間試案第1の5(1)及び(3)アからエまでと同じ。
  - イ 特別代理人  
中間試案第1の5(5)と同じ。
  - ウ 法定代理権の消滅の通知  
中間試案第1の5(6)の甲案と同じ。
  - エ 手続行為能力を欠く場合の措置等  
中間試案第1の5(4)と同じ。
  - オ 法人の代表者等への準用  
中間試案第1の5(7)と同じ。
- (5) 参加
- ア 当事者参加  
中間試案第1の6(1)①、③及び④と同じ。ただし、③において不

適法を理由とする申立ての却下について明示した。

(注) 強制参加について

強制参加制度（家事事件の②について）については、非訟事件の手続一般には置かない。理由は、次のとおりである。

当事者となる資格を有する者のうち申立人となる資格を有する者を引き込むことが考えられるケースとしては、申立人となる資格を基礎付けている地位が当初の申立人から他の第三者に承継された場合において、その第三者を引き込むことが考えられる（いわゆる承継のケース）。しかし、その第三者が申立てを自らしないにもかかわらず申立てを強制することを一般的に肯定する制度を置くことには疑問があることから、ここでは、上記のようなケースでも、申立人となる資格を基礎付けている地位の承継を受けた第三者を引き込むことは認めていない。

なお、今般の改正では、相手方がある非訟事件の特則を置かない（本資料末尾（後注）参照）ので、相手方がある非訟事件のみを想定した参加の規律は置かない。

イ 利害関係参加

中間試案第1の6(2)と実質的に同じ。⑥については、より正確に表現するために、「当事者としてすることができる」とあったのを「当事者が当事者としてすることができる」に改めた。利害関係参加人であることだけでは即時抗告をすることができないが、即時抗告権者に該当する場合にはできることを明示するために、(6)ただし書を付した。また、従前は裁判の不服申立てのみを取り上げていたが、裁判所書記官の処分も問題となることから、その点を追加している。

(注) 裁判所の許可を得て利害関係参加できる者の範囲は、裁判の結果について当事者に準ずる利害関係を有する者をいい、補助参加が認められる者よりも狭いと考えるのが相当であるが、これをどのように表現するか、なお検討する。

(6) 手続代理人及び補佐人

従前は、民事訴訟における訴訟代理人に相当する代理人を「任意代理人」と呼称していたが、他の用語（手続行為、手続行為能力など）との平仄等を考慮して、「手続代理人」とした。

ア 手続代理人の資格

中間試案第1の8(1)と同じ。

イ 手続代理人の代理権の範囲等

中間試案第1の8(2)と同じ。

ウ 手続代理人に関する法定代理の規律の準用等  
中間試案第1の8(3)から(6)まで及び(7)甲案と同じ。

エ 補佐人  
中間試案第1の8(8)と同じ。

(7) 手続費用

ア 手続費用の負担

(ア) 手続費用の負担

次の(注)の部分を除き、中間試案第1の9(1)と同じ。

(注)「その他の関係人」について、手続費用の負担を命ずることのできる対象をより限定的に表す文言とすること、当事者等以外の者に負担させた手続費用の負担の裁判に対する即時抗告については、なお検討するものとする。

(イ) 手続費用の立替え

中間試案第1の9(9)と同じ。

(ウ) 手続費用の負担及び手続費用額の確定手続等

中間試案第1の9(2)の甲案及び(3)から(8)までと同じ。

(注) 手続費用の強制執行について、民事執行法に規律を置くなどの所要の手当てをするものとする。

イ 手続上の救助

中間試案第1の9(10)と実質において同じである。

(8) 非訟事件の審理等

ア 手続の非公開

中間試案第1の10(1)と同じ。

イ 調書の作成等

中間試案第1の10(2)①乙案及び②と同じ。

ウ 記録の閲覧等

①から⑤までは、中間試案第1の10(3)アと実質において同じであるが、中間試案では②としていた非訟事件の記録中の録音テープ等に関する規律は、①の括弧書の中で記載する方法に変更した。また、④は、中間試案の⑤に相当する規律であるが、分かりやすさの観点から表現を変更している。

⑥から⑧までは、中間試案第1の10(3)イ甲案と同じ。当事者の記録の閲覧等に対する不服申立てについては、手続における重要性にかんがみ、異なる裁判体による判断を受けることができるようにしておくことが相当ではないかと考えられる。

## エ 非訟事件の手續における専門委員

中間試案第2の5(3)を具体化した規律であり、その内容は部会資料28第2の5(3)と実質的に同じである。

専門的な知見が必要となる非訟事件としては、会社非訟における株式価格決定事件（会社法第117条）、所在不明株式や端数株式の売却許可事件（同法第197条、第234条）、取締役職務代行者に対する常務外許可事件（同法第352条）等があるが、そのほか、信託受益権の価格決定事件（信託法第104条）、事業譲渡、営業譲渡許可事件（預金保険法第87条、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第22条等）においても、信託のスキーム、事業譲渡等の対象如何によって、高度に専門的な知見が必要となる。また、裁判所による禁止又は停止命令事件（商品取引所法第328条、金融商品取引法第192条）においても、金融商品や投資に関する専門的な知見が求められることになる。このように、専門的な知見を要する非訟事件は会社非訟に限られず、様々な事件において想定されることを踏まえると、非訟事件における専門家の関与の在り方については、多様な事件類型について個別法を整備することにより対処していくよりは、非訟事件の手續の総則である非訟事件手続法に規律を置くものとするのが相当であると考えられる。

専門委員制度の具体的な活用方法としては、当事者の主張する事実や裁判資料等の趣旨を正確に理解するため、あるいは鑑定事項の決定や鑑定の前提条件を整えるために専門的な知見が必要になる場面等において、裁判所が専門委員の意見を適宜聴取してこれを当事者間で共有し、もって、的確かつ円滑に審理を進めていくことを想定している。したがって、証拠調べの一方法として、一般に事件の重大な争点につき十分な時間と費用をかけて行う鑑定とは、その主たる目的を異にするものである。そこで、この点を明らかにするため、①において「的確かつ円滑な審理の実現のため必要があると認めるときは」という文言を付加することとした。

## オ 期日及び期間

中間試案第1の10(4)と、次を除いて同じ。③については、中間試案では、期日の変更について、「審問及び証拠調べの期日」に限り顕著な事由がある場合に限りすることができるとしていたが、審問及び証拠調べの期日に限らず、いったん期日を指定しておきながら、何らの理由もなくこれを変更することは相当でないことから、ここで

は、一般的に期日を指定した場合には、顕著な事由がある場合に限り、変更することができるものとしている。

カ 手続の併合等

中間試案第1の10(6)と同じ。

キ 法令により手続を続行すべき者による受継

中間試案第1の10(7)アと実質的に同じ。当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者がいるときには、当該非訟事件が終了せず、その者が手続を受け継がなければならないことを①により明示することとしている。

ク 他の申立権者による受継

中間試案第1の10(7)イと実質的に同じ。③で、受継の申立てが不適法であるとき又は理由がないときに申立てを却下できる規律を明示している。

ケ 送達及び手続の中止

中間試案第1の10(5)及び(8)と実質的に同じ。

コ 裁判所書記官の処分に対する異議

中間試案第3の2(1)のイの①と以下の点を除き実質的に同じ。中間試案では、不服申立てとして位置づけていたが、手続進行上の規律としての位置づけに変更した。また、即時抗告をすることができる異議の申立てに対する裁判について、中間試案では特に限定していなかったが、異議を理由があるとする裁判に対し書記官が即時抗告をすることはできないものと考えられることから、②において、異議の申立てを却下する裁判に限定して即時抗告をすることができるものとする規律に変更している。

サ 検察官の関与

中間試案第1の10(9)と同じ。

(9) 検察官に対する通知

中間試案第1の11と同じ。

(10) 電子処理組織による申立て等

中間試案第1の12と同じ。

2 第一審裁判所における非訟事件の手続

(1) 非訟事件の申立て

ア 申立ての方式等

申立ての方式（①及び②）及び裁判長の申立書審査等（④から⑥ま

で)については、中間試案第2の1(1)及び(3)と同じ。

併合申立てについては、中間試案第2の1(2)甲案と同じ(ただし、表現については、より適切なものに変更している。)

イ 申立ての変更

中間試案第2の1(4)と同じ。

(2) 非訟事件の手続の期日

ア 裁判長の手続指揮権

中間試案第2の2と同じ。なお、釈明に関する規律は置かない。

イ 受命裁判官による手続

中間試案第2の3と実質的に同じ。事実の調査及び証拠調べを受命裁判官がすることができる場合を明確にしたほか、受命裁判官の手続における権限を明確にしている。

ウ 音声の送受信による通話の方法による手続

中間試案第2の4と実質的に同じ。証拠調べについては、民事訴訟法の規律により認められている場合以外には、音声の送受信による通話の方法による手続をとることができないことを明示するため、「非訟事件の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)」としている。

エ 非訟事件の手続における措置

中間試案第1の10(10)の(注)と同じ。

(3) 事実の調査及び証拠調べ

ア 職権による事実の調査等

①について、中間試案第2の5(1)アと次を除き同じ。中間試案では「職権で又は申出により」としていた文言を、他の例にならい「申立てにより又は職権で」に変更した。

②について、中間試案第2の5(1)イ「当事者の役割」の部分の趣旨を活かし、実態に即した表現の規律を導入することとしている。

イ 疎明

中間試案第2の5(1)ウと同じ。

ウ 事実の調査の通知

中間試案第2の5(2)(注)では、「裁判に重大な影響を及ぼすことが明らかになった場合には」としていたが、当事者に対する不意打ち防止の観点からの規律であることを明らかにする表現として、規律を置くものとしている。

エ 事実の調査の囑託等

中間試案第2の5(2)と次を除いて同じ。中間試案の④では、③の

場合に裁判所及び裁判長の職務は受命裁判官が行う旨規律していたが、同様の規律は①から③まで共通して必要となることから、すべての場合に適用される形に変更した。

オ 証拠調べに関する民事訴訟法の準用等

中間試案第2の5(4)と同じであり、中間試案においては、当事者が正当な理由なく宣誓若しくは陳述を拒んだとき又は文書提出命令等に従わないときについて所要の手当てをするものとしていたのを、②から⑦までにおいて具体化した。

(4) 裁判

ア 裁判の方式

中間試案第2の6の(前注2)のうち、裁判所による裁判の方式を規律するものである。

イ 終局決定

中間試案第2の6(1)アと実質的に同じ。なお、中間試案第2の6では、本案裁判のうちの終局的な裁判として「終局裁判」との用語を用いていたが、ここでは、裁判所による非訟事件についての終局的な裁判として「終局決定」との用語を用いることとしている(そのため、申立書の却下命令は、ケの「終局決定以外の裁判」になる。)

ウ 終局決定の告知及び発効

中間試案第2の6(1)エ及びオと同じ。

エ 終局決定の方式及び裁判書

中間試案第2の6(1)カ及びキと同じ。

オ 更正決定

中間試案第2の6(1)コと次を除き同じ。更正決定は、終局決定以外の裁判であり、ケ①の規律によれば裁判書の作成が義務付けられないことになるが、裁判書を作成するのが相当であるから、終局決定以外の裁判の特則として②により裁判書の作成を義務付けている。

カ 終局決定に関するその他の手続

中間試案第2の6(1)ウ、ク及びケと同じ。

キ 終局決定の取消し又は変更

中間試案第2の7(1)の規律に期間制限を設ける変更をしている。

(補足説明)

非訟事件の手続が合目的的、後見的な性質を有するとしても、期間的な制限なく取消し又は変更を認めることは、法的安定の要請に照らして相当でない場合もあると解され、再審においても期間制限が設けられていること(民



事訴訟法第342条)を考慮すれば、終局決定の取消し又は変更の制度においても制限を設けるのが相当であると考えられる。

もつとも、終局決定の取消し又は変更は、即時抗告により当事者が争う余地のない裁判について、事情変更により裁判が不当になった場合にも認めるべきであるが、このような場合には期間制限になじまないものと解されることに照らせば、終局決定後の事情変更により当該裁判が不当であると認めるに至ったときについては、期間制限を設けないものとするのが相当である。そして、上記の場合以外については、法的安定の要請を考慮し、再審の期間制限に倣って終局決定が効力を生じた日から5年の期間制限を設けるのが相当であると考えられるが、事情変更がなくとも当該裁判を維持することが著しく不当であると認められるような場合があり得るとすれば、このような場合についても取消し又は変更の余地を認める必要があるとも考えられる。

#### ク 中間決定

中間試案第2の6では、本案裁判と本案裁判以外の裁判とに分けて規律を整理していたため、中間裁判を本案裁判に属するものとしていた(中間試案第2の6(1)イ)が、ここでは、終局決定と終局決定以外の裁判とに分けて規律を整理するものとしてしていることから、中間決定は、終局決定以外の裁判に属するものとして同裁判の規律が適用される。そのため、ケ①の規律によれば、裁判書の作成が義務付けられないことになるが、裁判書を作成するのが相当であるから、終局決定以外の裁判の特則として②により裁判書の作成を義務付けている。なお、中間決定は、終局決定以外の裁判であることから、特別の定めがない限り即時抗告をすることはできない(3(2)ア参照)ことになるが、独立して即時抗告を認める必要はないから、特別の定めは置いていない。

#### ケ 終局決定以外の裁判

中間試案第2の6(2)及び7(2)と実質的に同じ。②の手續の指揮に関する裁判の取消しは、不当な裁判の取消しではないため、キの規律の準用とは別に規律を置いている。

#### (5) 裁判によらない非訟事件の終了

##### ア 非訟事件の申立ての取下げ

中間試案第2の8(1)アの乙案、イ及びウと同じ。

(注) 家事審判手続と同様に、不熱心当事者に対する対応として、例えば、申立人が連続して2回、期日に出頭せず、又は期日における陳述をしないで退廷又は退席をした場合には、申立ての取下げがあったものと

みなすことができる旨の規律を置くことで、どうか。

#### イ 和解

中間試案第2の8(2)①と同じであり、所要の手当てを具体化した。  
なお、中間試案の②については、関連法（民事調停法）の整備により  
対応することを予定している。

### 3 不服申立て

(注1) 2(4)の裁判を、終局決定と終局決定以外の裁判とに分けて規律している  
整理していることから、不服申立てについても同様に終局決定に対する不服  
申立てと終局決定以外の裁判に対する不服申立てとに分けて規律している。

(注2) 中間試案第3では、抗告審における基本的な手続の通則的規律を置いて  
いたが、ここでは、このような方式を止め、抗告審の基本的な手続を即時抗  
告の手続の規律として定め、特別抗告及び許可抗告の手続の規律については、  
これを準用する形式としている。

#### (1) 終局決定に対する不服申立て

##### ア 即時抗告

(ア) 即時抗告をすることができる裁判

中間試案第3の1(1)と実質的に同じ。本案裁判を終局決定に改  
めている（以下同様）。

(イ) 即時抗告期間

中間試案第3の1(3)アと実質的に同じ。

(ウ) 即時抗告の提起の方法等

①及び②は中間試案第3の1(2)ウと、③及び④は同エと、⑥は  
同カと同じ。なお、③による原裁判所の却下決定は、終局決定であ  
るため、これに対する即時抗告の期間は2週間である（(イ) ①参  
照）が、⑤は、その特則として即時抗告期間を1週間として、中間  
試案の内容を変更している。

(エ) 即時抗告があったことの通知

中間試案第3の1(2)キの乙案の規律を基礎とし、（補足説明）  
に記載する趣旨から通知を不要とする場合を明確にした規律に修正  
することが考えられる。また、抗告状の写しの送付の費用の予納を  
命じた場合にその予納がないときの抗告状却下の規律を②及び③で  
新たに加える変更をしている。

（補足説明）

終局決定に対して即時抗告がされた以上、その事件に紛争性があると  
考えられるため、抗告の相手方等に早い段階で防御のための準備をする機

会を与える必要がある一方、即時抗告がされた時点で、その抗告状の記載等から理由がないとして速やかに棄却することができる場合においてまで、相手方当事者に防御のための準備をさせる必要はなく、このような場合には、むしろ、速やかに棄却の裁判をすることが当事者の利益に適うと考えられる。そこで、このような場合には抗告があったことの通知をせずに棄却の裁判をすることができる余地を残す規律とするのが相当である。

(オ) 陳述聴取

中間試案第3の1(2)クと同じ。

(カ) 原裁判所による更正

中間試案第3の1(3)イと同じ。

(キ) 原裁判の執行停止

中間試案第3の1(2)オと同じ。なお、②及び③では、中間試案の(注)において所要の手当てをするものとしていた①により担保を立てる場合の供託及び担保に関する規律を置いている。

(ク) 第一審の手続の規律の準用等

①については中間試案第3の1(2)コと、②については同ア、イ、ケ及びサからチまでと同じ。高等裁判所の裁判に対しては即時抗告をすることができないから、2(4)エ①ただし書の規律によれば裁判書の作成が義務付けられないことになるが、不服申立てについての裁判は、裁判書を作成してするのが相当であるから、②において2(4)エの規律(①のただし書を除く。)を準用するものとしている。なお、非訟事件の管轄は、一般的には専属管轄であるが、合意管轄が認められているものもあり(借地借家法第41条ただし書等)、合意管轄違反の場合には抗告審においてその主張を制限することが相当であると考えられることから、民事訴訟法第299条第1項と同様の規律を新たに置くものとしている。

(ケ) 再抗告

①は中間試案第3の1(4)アと、②は同オと、③は同イからエまで及びカからコまでと同じ。

イ 特別抗告

(ア) 特別抗告をすることができる裁判等

①は中間試案第3の1(5)アと、②は同カと同じ。

(イ) 即時抗告の規律の準用等

中間試案第3においては抗告審における基本的な手続の通則的規律を置いていたが、ここでは、このような方式をやめ、抗告審の基

本的な手続を即時抗告の手続の規律として定めるものとした。そこで、①は、特別抗告及びこれに関する手続についてアの即時抗告の規律を原則として準用するものとしている。

②は、中間試案第3の1(5)イからオまで及びキからコまでと同じ。

#### ウ 許可抗告

##### (ア) 許可抗告をすることができる裁判等

①から③までは中間試案第3の1(6)ア①から③までと、④は同ウ①と、⑤は同ウ②と同じ。⑥は中間試案第3の1(6)ウ④において準用する同(5)ケ③と実質的に同じ。

##### (イ) 即時抗告の規律の準用等

中間試案第3においては抗告審における基本的な手続の通則的規律を置いていたが、ここでは、このような方式を止め、抗告審の基本的な手続を即時抗告の手続の規律として定めるものとした。そこで、①は、許可抗告及びこれに関する手続についてアの即時抗告の規律を原則として準用するものとしている。

②は中間試案第3の1(6)ア④、イ並びにウ③及び④と同じ。

#### (2) 終局決定以外の裁判に対する不服申立て

##### ア 不服申立ての対象

中間試案第3の2(1)アと同じ。

##### イ 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する異議

中間試案第3の2(1)ウと同じ。

##### ウ 即時抗告期間

中間試案第3の2(2)と同じ。

##### エ 終局決定に対する不服申立ての規律の準用

中間試案第3の2(3)と実質的に同じ。

#### 4 再審

##### (1) 確定した終局決定に対する再審の手続

中間試案においては、再審の手続について、終局決定に対する再審と終局決定以外の裁判に対する再審とに分けて規律していなかったが、裁判及び不服申立ての規律と同様に、分けて規律している。

①及び②は中間試案第4の1から7まで及び9①と、③は同9②と同じ。④は、中間試案第4の10の②及び④と同じ。なお、再審の申立適格を有する者の範囲及び④のただし書の趣旨については、(補足説明)のとおりである。

(補足説明)

1 再審の申立適格を有する者の範囲について

確定裁判の基礎に重大な誤りがあったり、手続に重大な瑕疵があったりした場合には、当事者以外の第三者であっても当該裁判の効力又は影響を直接的に受ける者は、そのような瑕疵のない状態での適正な裁判を求める利益を有すると考えられる。なお、当該第三者自らが原裁判の手続に関与できなかったことを再審事由として認めるか否かは、別問題である（最高裁平成元年1月10日判決・民集43巻10号1085頁は、この点について否定的であると考えられ、人事訴訟法第15条は、それを前提としていることを踏まえる必要がある。）。

再審の申立適格を有する者の範囲については、原裁判の手続に少なくとも利害関係参加が認められる程度に原裁判に対して利害関係を有する者に限定するのが相当であるから、裁判を受ける者又はこれに準ずる者が対象になると考えられる。なお、第三者による再審の申立てにより再審開始の決定がされた場合、当該第三者は、原裁判の手続の当事者でなかった以上、再審開始の決定により開始された本案の審理手続の当事者に当然にはならず、当事者参加又は利害関係参加をして当該審理手続に参加することになると考えるのが相当である。第三者に再審の申立権を認めるのは、重大な瑕疵や欠陥のない状態で裁判されることを求める利益を有すると認めたためであり、再審開始決定がされればその利益は一応確保されたと考えられるから、再審開始後の手続に関与するか否かは、当該第三者の参加行為に委ねれば足りると考えられる。

2 原裁判を正当として再審の申立てを棄却する裁判に対する即時抗告権者について

第三者に再審の申立権を認めるのは、あくまで、重大な瑕疵や欠陥のない状態で裁判されることを求める利益が第三者にもあると解するためであり、本来、有しない権限（即時抗告権）まで新たに認めるものではないから、本案の審理の結果された裁判に対しては、本来の即時抗告権者が即時抗告をすることができるにすぎないものとするのが相当である。

(2) 執行停止の裁判

①及び②は、中間試案第4の11と同じ。なお、③において、①により担保を立てる場合の供託及び担保に関する規律を置いている。

(3) 終局決定以外の裁判に対する再審

終局決定以外の裁判に対する再審を終局決定に対する再審と分けて規律したことにより規律が必要になったもので、中間試案第4と実質的に同じ。

## 第2 民事非訟事件

### 1 裁判上の代位に関する事件

#### (1) 裁判上の代位の許可の申立て

中間試案第7の1①と同じ。

#### (2) 管轄裁判所

中間試案第7の1②と実質的に同じ。中間試案では、管轄裁判所を債務者の住所地を管轄する地方裁判所としていたが、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所とする現行非訟事件手続法第73条の規律を変更するまでの必要はないと考え、そのようにしている。

#### (3) 申立書の記載事項

①は、中間試案第7の1③と同じ。②は、①において第1の2(1)ア②に定める申立書の記載事項に付加する記載事項を定めていることから、これらの新たな記載事項について第1の2(1)ア④から⑥までの規律を準用するものとしている。

#### (4) 代位の許可等

①は中間試案第7の1④と、②は同⑤と、③は同⑥と同じ。④は、中間試案にはなかったが、①により担保を立てる場合の供託及び担保に関する規律である。

#### (5) 即時抗告

中間試案第7の1⑧と同じ。なお、中間試案第7の1⑦の即時抗告は、要綱案第1の3(1)ア(ア)の規律によることになる。

#### (6) 手続費用の負担の特則

中間試案第7の1⑨は、現行非訟事件手続法第78条の規律を維持し、債務者による即時抗告及びこれに対する再抗告の場合のみ民事訴訟法第61条の敗訴者負担の規律を準用するものとしていたが、この類型の事件においては、争訟性は、抗告審のみならず第一審の段階から認められるものであるところ、上記の規律によれば、例えば、第一審において債務者が手続に関与して反論等を行った結果、申立てが却下された場合であっても、原則どおり手続費用が各自負担とされる(第1の1(7)ア(ア)①参照。なお、現行法では申立人負担が原則とされている。)が、債務者が手続費用の負担を余儀なくされるのは相当でないと考えられることから、手続費用の負担については、現行法の規律を変更し、特則として、第一審も含め申立人及び債務者を当事者とみなして民事訴訟法第61条の規律を準用するものとしている。

#### (7) 手続の公開等

中間試案第7の1⑩と同じ。

## 2 保存、供託、保管及び鑑定に関する事件

### (1) 共有物分割の証書の保存者の指定

①は中間試案第7の2①aと、③は同cと同じ。

②は、中間試案第7の2①bに相当する規律であるが、必要的陳述聴取の対象を「保存者の指定に関する裁判をするには」から「保存者の指定の終局決定をするには」として申立てを認容する場合に限定するものとした。また、他の規律との表現上の統一を図るため、審尋を陳述聴取に変更し（以下同じ。）、申立人を陳述聴取の対象から除外している。

### (2) 動産質権の実行の許可

①及び②は中間試案第7の2⑤aと、③は同⑤bと実質的に同じ。なお、中間試案では、陳述聴取の対象を債権者及び債務者としていた（中間試案第7の2⑤aによる同②bの準用）が、債権者は申立人であることから、陳述聴取の対象を債務者のみに変更している。

### (3) 供託所の指定及び供託物の保管者の選任等

①は中間試案第7の2②aと、③は同③a及びdと同じ。なお、裁判所が選任した保管者が自由に辞任することができるものとするのは相当でないことから、中間試案第7の2③b及びcの規律は、置かないものとしている。

②は中間試案第7の2②bと、④は同②cと実質において同じ。なお、②について、中間試案では陳述聴取の対象を債権者及び弁済者としていたが、弁済者は申立人であることから、陳述聴取の対象を債権者のみに変更している（③は、職権により開始される場合であるため、陳述聴取の対象を債権者及び弁済者としている。）。また、④について、現行非訟事件手続法第81条第3項は、指定及び選任の決定の手続費用の負担についてのみ特則として債権者負担を定めているが、債権者負担とする理由（弁済者による供託の必要性が専ら債権者側の事情によって生ずるものであること）は、改任の場合においても同様と考えられるため、改任についても手続費用の債権者負担の特則を置く変更をしている。

### (4) 競売代価の供託の許可

中間試案第7の2④と同じ。

### (5) 買戻権の消滅に係る鑑定人の選任

①は中間試案第7の2⑥aと、②は同⑥bと実質的に同じ。なお、現行非訟事件手続法第84条第1項に規定する呼出し及び訊問（審問）については、民法第582条に規定がないこと及び限定承認の場合における鑑

定人の選任等の手続においても呼出しや審問等の手続は特に規律されていないこととの平仄から、これらの規律を削除する修正をしている。

(6) 検察官の不関与

中間試案第7の2⑦と同じ。

(7) 不服申立て

中間試案第7の2③e及び同⑧と同じ。

(後注) 相手方がある非訟事件の特則について

この点については、一定の事件類型については十分に攻撃防御の機会を与えるべきであるが、この部会においても、どの事件を相手方がある非訟事件とするのかについて必ずしも意見の一致が見られないことから明らかなとおり、相手方のあるものと相手方のないものという形で切り分けて、異なる規律を適用することは困難であること等の事情があることから、今回の改正では、相手方がある非訟事件の特則という形で規律を置くことは見送ることが相当であると考えられる。